

不適切な服務管理

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|-------|--------|-----------|---|-------|----|----------|----|------------------------|----|---|----|---|
| 茨木工科高等学校 | <p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="433 516 1347 661"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者のおば</td> <td>令和2年1月17日</td> </tr> </tbody> </table> | 続柄 | 休暇承認日 | 配偶者のおば | 令和2年1月17日 | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1495 1140 2415 1381"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p> </div> | 死亡した者 | 日数 | 父母、配偶者、子 | 7日 | 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | 3日 | 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | 1日 | <p>誤って承認した特別休暇については取り消し、年次休暇として処理を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p> |
| 続柄 | 休暇承認日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 配偶者のおば | 令和2年1月17日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 死亡した者 | 日数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 父母、配偶者、子 | 7日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | 3日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | 1日 | | | | | | | | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年1月8日）

不適切な服務管理

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|--------------------------|-----|---------------------|---|---------------|---------------|--------------------------|---------------|--------------|--------------------------|---|----|----|-----|----|------------------|--------------------|---|--|---|
| 茨木工科高等学校 | <p>定期健康診断（二次検査含む。）の受診について、府教育委員会指定健診機関に指示された医療機関以外で受診しているにもかかわらず、職務に専念する義務を免除しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="350 554 1317 932"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>受診日</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>心電図検査 二次検査</td> <td>令和元年 6月10日</td> <td>午後0時30分 から 午後2時30分 まで</td> </tr> <tr> <td>心電図検査 二次検査</td> <td>令和元年 7月8日</td> <td>午後0時30分 から 午後0時50分 まで</td> </tr> </tbody> </table> | 職員 | 健康診断名 | 受診日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | A | 心電図検査 二次検査 | 令和元年 6月10日 | 午後0時30分 から 午後2時30分 まで | 心電図検査 二次検査 | 令和元年 7月8日 | 午後0時30分 から 午後0時50分 まで | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (略) ニ 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版） 第7章 服務 7 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく） ○ 条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1394 1440 2368 1629"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、 大腸検診</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 府教育委員会が実施する健康診断受診に伴う服務の取扱い（府教育委員会指定健診機関に指示された医療機関で受診の場合に限る。二次検査も同様。）</p> | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | 条例 第2条 第2号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、 大腸検診 | | <p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>今回の指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについての正確な理解を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。</p> <p>今後は、職員が服務に係る申請を適正に行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> |
| 職員 | 健康診断名 | 受診日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 心電図検査 二次検査 | 令和元年 6月10日 | 午後0時30分 から 午後2時30分 まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 心電図検査 二次検査 | 令和元年 7月8日 | 午後0時30分 から 午後0時50分 まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例 第2条 第2号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、 大腸検診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1418 254 1656 296">健康診断の種類</th> <th data-bbox="1656 254 2237 296">検査項目等</th> <th data-bbox="2237 254 2368 296">取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 296 1656 422">定期健康診断</td> <td data-bbox="1656 296 2237 422">尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、聴力検査、腹囲測定、結核検査、血液検査、心電図検査、胃検査、医師の診察</td> <td data-bbox="2237 296 2368 422">出張</td> </tr> </tbody> </table> | 健康診断の種類 | 検査項目等 | 取扱い | 定期健康診断 | 尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、聴力検査、腹囲測定、結核検査、血液検査、心電図検査、胃検査、医師の診察 | 出張 | |
|---------|---|---|---------|-------|-----|--------|---|----|--|
| 健康診断の種類 | 検査項目等 | 取扱い | | | | | | | |
| 定期健康診断 | 尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、聴力検査、腹囲測定、結核検査、血液検査、心電図検査、胃検査、医師の診察 | 出張 | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年1月8日）

不適切な服務管理

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|--------------------|------------------------|--------|---------------------|---|-------|-----------|--------------------|------------------------|--|----|----|-----|----|----------|--------------------|---|--|--|
| <p>たまがわ高等支援学校</p> | <p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="400 556 1350 966"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和元年7月25日</td> <td>午前8時30分から午後1時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table> | 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | A | 人間ドック | 令和元年7月25日 | 午前8時30分から午後1時00分まで | 午前8時30分から午後5時00分まで(全日) | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (略) ニ 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1484 1438 2374 1669"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | 条例第2条第2号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診 | | <p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。</p> <p>再発防止策として、関係職員へ指摘事項について周知するとともに、今後は、職員の職務専念義務免除の申請に対して直接監督責任者が承認を行った際は事後確認を行うことを徹底することでチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。</p> |
| 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A | 人間ドック | 令和元年7月25日 | 午前8時30分から午後1時00分まで | 午前8時30分から午後5時00分まで(全日) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例第2条第2号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年1月14日から同年2月26日まで)